

国の中小企業対策に関する重点要望

2023年7月13日
東京商工会議所

わが国経済は、社会経済活動の正常化により回復傾向にあるものの、国際情勢の悪化や為替変動などの急激な外部環境変化を背景に、先行きの不透明感が増している。足元では物価上昇に伴いコストが増加しており、原材料価格の高騰に対する価格転嫁は進捗しているものの、転嫁が一部にとどまっている企業や取引先との価格協議すらできない企業も存在するなど、中小企業の経営に悪影響を及ぼしている。物価高の影響に加えて、需要の回復に伴い中小企業の人手不足が深刻化しており、人材確保のため、中小企業も賃上げ圧力が高まっている。自発的かつ持続的な賃上げの実現には、賃上げ原資の確保に向けた価格転嫁が不可欠であり、適正価格での取引を社会経済全体に浸透させ、付加価値をサプライチェーン全体で適正に配分することが必要である。価格協議を取引慣行として定着させ、円滑な価格転嫁を実現するためにも、一層の取引環境の整備に取り組むべきである。

また、社会経済全体がコロナ禍からの転換点を迎える中、中小企業が持続的な成長を遂げるためには、価格転嫁の実現に加え、自己変革により企業自らが付加価値を生み出すことが求められている。東京商工会議所の調査では、7割以上の企業がコロナ以降に新たな取り組みを行い、環境変化に対応した好事例も生まれている。今後、付加価値創出に向けて、イノベーション活動やデジタル化による生産性向上などの取り組みに果敢に挑戦する中小企業の後押しが重要であり、グリーンなどの成長分野への参入もわが国全体での成長実現には不可欠である。また、革新的なイノベーションの担い手であるスタートアップの支援も将来に向けたわが国経済の成長の原動力につながる。

新型コロナウイルス関連融資の返済が本格化する中、業績回復を果たせない企業による倒産・廃業が増加傾向にある。地域に雇用をもたらす中小企業は地域経済の中核を担っている。事業継続の危機に直面している中小企業においては、収益改善や事業再生など、状況に応じた早期の支援が重要である。併せて、やむなく廃業を選択した経営者が再チャレンジに取り組むための支援の強化が必要である。わが国では、一度でも事業で失敗すると社会的な信頼が失われるリスクが大きいことが課題の一つとしてあげられており、再チャレンジを許容する環境を整備することは、起業・創業を促進していく観点からも重要である。コロナで解決が後回しになっていた事業承継については、価値ある事業の喪失回避に向けて喫緊の課題となっている。親族内承継や従業員承継、後継者不在企業における第三者承継など、それぞれの承継方法に応じたきめ細やかな支援が求められている。特に、事業承継税制特例措置は、親族内承継時の重要な支援施策であり、申請期限の延長と税制の恒久化をお願いしたい。

以上の観点から、当商工会議所は会員企業の声を集約した以下の政策の実現を強く要望する。当商工会議所は、中小企業の事業継続と自己変革の後押しに向けて、関係諸機関との連携を密にして、地域の総合経済団体として中小企業・小規模事業者の支援に尽力する所存である。ついては、政府におかれても会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、各種施策の実現に向けて取り組まれない。

＜経営環境変化に対する最重要項目＞

取引適正化に向けた環境整備とパートナーシップ構築宣言の実効性向上

1. 中小企業の成長原資確保と自発的・持続的な賃上げの実現に向けた円滑な価格転嫁と取引環境の整備

原材料・エネルギー価格の高騰、人件費の上昇により、中小企業のコストは増加し続けており、中小企業経営は依然として厳しい状況に直面している。加えて、中小企業も自発的・持続的な賃上げへの対応が求められているが、本年5月に日本商工会議所が公表した「商工会議所L O B O調査」によると、2023年度に「賃上げを実施予定」と回答した企業の6割は業績の改善が見られない中で賃上げを予定しており、企業からも、「人材確保のためやむなく初任給の賃上げを実施し、それに伴い全体の給与水準も引き上げた」などの声が寄せられている。労働分配率が7～8割と高止まりしている中小企業が、積極的な投資や持続的な賃上げを実現するためには、生産性向上と円滑な価格転嫁による原資の確保が不可欠である。とりわけ製造業においては、中小企業の実質労働生産性は大企業と同程度上昇しているが、価格転嫁力がマイナスとなっていることで名目付加価値額を押し下げており、サプライチェーン全体で生み出された付加価値を適正に配分することが求められている。

本年6月に当商工会議所が公表した「東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）」によると、価格協議・価格転嫁の動向について、「価格協議できている」企業は66.3%、「4割以上の価格転嫁が実現できた」企業も46.4%と、パートナーシップ構築宣言の普及促進や価格交渉促進月間の定期的な実施等による価格転嫁機運の醸成により一定の効果が見られる。しかしながら、企業からは、「取引を打ち切られることを恐れて価格協議すら実施できない」「価格協議を実施したものの、一方的に取引休止の通知を受けた」といった悲痛な声が数多く寄せられており、引き続き、適正価格での取引に向けた円滑な価格転嫁の促進が重要となっている。

国では、昨年、中小企業取引対策事業を拡充し、下請Gメンの体制強化やフォローアップ調査の実施・調査結果に基づく企業名の公表など、数多くの取り組みを実施され、取引適正化に対する機運醸成が図られたことは歓迎したい。一方で、価格協議を取引慣行として根付かせるためには、取引適正化対策の一層の強化により、これまでの取り組みを加速させるべきである。

「転嫁円滑化施策パッケージ」では、価格転嫁調査の実施や下請振興法に基づく指導・助言による改善のサイクルが盛り込まれており、継続的な実施が発注側の経営陣の認識改善に寄与することからも、「価格交渉促進月間」を通じた取引状況の定点観測と結果公表の取り組みを強化されたい。また、公正取引委員会の調査や、下請Gメンによる下請取引の監督強化も着実に実施されたい。一方で、価格協議の実施にあたり、受注者から「エネルギーコストや労務費等は交渉方法が分からない」という声も寄せられている。価格交渉のノウハウを提供するため、受注者向けの個社支援も強化いただきたい。

各業界で固有の商習慣や幅広い下請構造を有している中においては、サプライチェーン全体での取引適正化の実現と付加価値向上に向けて、「自主行動計画」の策定による業界を通じた働きかけも重要である。個社の購買行動の指針となる自主行動計画を各業界団体の下部組織を含めて策定することに加え、国の定める「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」も取引現場へ浸透・徹底するよう、強く働きかけを実施されたい。

B t o Cにおける価格転嫁の実現にあたっては、最終消費者による負担が不可欠だが、値上げ

に対して消費者が敏感であることから、消費停滞を恐れて値上げに踏み切れない企業も少なくない。値上げを受け入れてもらうためには、長年のデフレマインドを払拭することが求められる。付加価値を含めた適正価格での提供に対して最終消費者の理解が得られるよう、啓発活動にも取り組まれない。

【要望内容】＜経済産業省、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、国土交通省、公正取引委員会＞

- 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく取り組みの加速化（価格協議の一層の推進、下請取引の監督強化、業種別の転嫁状況の格差解消に向けた各業種所管省庁との連携等）
- 令和5年「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の着実な実行（新）
- 「下請振興基準」に基づく指導・助言や「下請法」「独占禁止法」の運用強化、下請Gメン・知財Gメンによる取引状況の定点観測、個別評価を含む結果の公表、是正の働きかけ強化（新）
- 大企業の「働き方改革」の影響による、業務負荷や不公正な取引条件など下請企業へのしわ寄せの防止、監視強化
- 労務費の転嫁の在り方に関する指針の早期取りまとめと実効性の確保（新）
- 建設・物流業の2024年問題への対応に向けた長時間労働是正の取り組みの強化（適正な工期設定の対応、トラックGメン（仮称）による「貨物自動車運送事業法」に基づく是正の働きかけ強化）（新）
- 「下請かけこみ寺」による相談対応強化、よろず支援拠点における「価格転嫁サポート窓口」等での下請企業の価格交渉促進に向けた個社支援・指導の強化（新）
- 業界団体に対する働きかけの強化（購買行動の指針となる「自主行動計画」の各業界団体の下部組織を含めた策定促進・策定内容の見直し、「自主行動計画」および「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の取引現場への浸透）（新）
- 団体協約など事業協同組合が取引適正化に関与できる事項の整理・周知強化（新）
- B to C事業者の円滑な価格転嫁を実現するため、付加価値も含めた適正価格での提供に対する最終消費者の理解促進に向けた啓発活動の実施（新）
- 知財取引の適正化に向けて、「下請法」の「親事業者の禁止行為」（第4条）に「不当な知財取引」を追加。不当な知財取引を行う企業名の公表など、「優越ガイドライン（優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方）」の拡充による断固たる措置の実施
- 中小企業庁作成の知財に関する契約のひな形・ガイドラインの普及・啓発と中小企業に対する専門家相談・派遣制度の創設
- 「フリーランス保護法」の法省令の整備において、中小企業側の事務負担の最小化に向けた配慮（新）

2. パートナーシップ構築宣言の推進と実効性向上に向けた取り組みの加速化

2020年6月より募集が開始された「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーン全体の共存共栄、規模、系列などを超えた連携や、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の遵守を目指す取り組みであり、本年7月時点で公表企業数は30,000社に迫っている。中小企業の付加価値向上の実現のため、パートナーシップ構築宣言の周知強化と宣言企業の拡大に引き続

き取り組まれない。既に事業再構築補助金のほか、複数の省庁の補助施策において宣言企業に対する加点措置が設けられているが、今後もその対象範囲を全省庁の補助金に拡大するなど、さらなるインセンティブの付与に取り組まれない。

宣言企業が拡大する一方で、「独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査」において、多くの取引先に明示的な協議なき価格据置が確認された宣言企業が存在するなど、宣言の趣旨・内容が購買部門等の下請企業との接点となる部門や取引現場まで浸透していない実態が浮き彫りとなっている。中小企業からも「価格協議の窓口となる現場担当者には浸透していない」との声が上がっている。こうした中、経済三団体では本年1月に「パートナーシップ構築宣言の実効性向上に向けた要請」を連名で取りまとめ、経営者自らが先頭に立って宣言内容の実行と社内や取引先への周知・徹底を図ることで宣言の実効性向上に万全を期するよう会員事業者等に働きかけている。また、地方自治体においても、宣言企業に対する助成金の加点措置、官公需における優先発注などの取り組みが進んでいる。サプライチェーン全体での共存共栄の実現のため、国においてもパートナーシップ構築宣言の実効性向上に向けた取り組みの推進、地方自治体に対する働きかけの実施により、国・地方自治体一体となって取り組みの加速化を図られたい。

【要望内容】 <経済産業省、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、国土交通省、公正取引委員会>

- 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大に向け、宣言企業へのインセンティブ付与（大企業も利用可能なNEDOなど各種補助金の前提条件化、加点対象範囲を全省庁の補助金に拡大等）
- 「パートナーシップ構築宣言」の拡大に向け、宣言・公表を助成金などの加点対象、官公需における優先発注の対象とするなど、各地方自治体に対する協力要請（新）
- 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業の現場担当者への浸透に向けた周知活動の強化（新）
- 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業に対するフォローアップや検証など実効性向上に向けた取り組み強化
- 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業が補助金加点を申請する際、宣言の有無だけでなく、具体的な実績に基づく審査をするなど、実効性を高めるための仕組みを強化
- 「パートナーシップ構築宣言」による好事例の横展開
- 「パートナーシップ構築宣言」の推進を通じ、オープンイノベーション加速化と知財取引の適正化、知財保護に対する支援強化

<中小企業経営に関わる要望項目>

I. 自己変革に挑む中小企業の成長支援

中小企業の状況・課題は多種多様であり、規模・業種に応じてニーズも異なる。現在、中小企業に期待される役割・機能を「グローバル型」「サプライチェーン型」「地域資源型」「生活インフラ関連型」といった4つの類型に分類し、類型の特性に即した施策展開を議論・実施している。各施策の効果を最大限に発揮するためにも、類型に見合う対策を施すべきであり、議論の前提となる類型の継続性を重視されたい。

1. 付加価値創出に向けたイノベーション活動への支援強化

(1) 革新的なイノベーション活動の支援強化

地政学リスクの高まりや物価高など不確実性の高い外部環境下では、従来型のビジネスモデルの見直しを迫られている企業も存在し、環境変化に柔軟に対応しながらイノベーション活動に取り組むことの重要性が高まっている。

令和2年度補正予算において創設された「中小企業等事業再構築促進事業」や、「中小企業生産性革命推進事業」など、中小企業がイノベーション創出やデジタル化などに取り組む際の補助施策が多数措置され、企業の取り組みの後押しにつながっている。実際に地域資源型企業においても「ものづくり補助金」やNEDOの補助金など様々な補助金を活用して、大きなビジネスモデルの転換に成功し、数多くの受注獲得や中小企業の人手不足解消にもつなげている事例や、先端技術を活用してニッチな領域で唯一無二の地位を確立した事例も生まれている。中小企業の事業再構築・イノベーション活動の後押しとなるよう支援を継続されたい。また、グローバル型企業やサプライチェーン型企業を中心に、先端技術やDXの活用によるイノベーション創出や、GXなどの成長分野へも目を向けていく必要があり、取り組み促進を図る上でも、補助施策を活用して成果を創出した中小企業による好事例の横展開にも取り組まされたい。

イノベーション活動によって、顕著な成果を創出した事例が生まれている一方で、その必要性は認識しつつも、目の前の事業活動に翻弄され後回しとなる中小企業も数多く存在する。中小企業がイノベーション活動に取り組むためには、アイデアを具現化させる企画段階の取り組みが重要となる。企画段階では、自社の立ち位置と未来の課題を把握し、社内外のさまざまな情報を通じたアイデア検討や、そのアイデアを自社の事業に落とし込む取り組みが求められる。イノベーション創出に向けて、市場ニーズや異業種の取り組みの情報収集に資する企業間の交流機会の拡大や、実績豊富な経営者・専門家による伴走支援の充実などに取り組まされたい。

また、企業にとってイノベーション活動は、不確実性が高く、事前調査（F/S）段階から販路開拓に至るまでの切れ目のない支援充実が不可欠である。多様なアイデアを発掘し、企業や個人の課題や、社会課題の解決に結びつけるため、SBIR制度（中小企業技術革新制度）などを通じて、事前調査（F/S）段階の支援件数・間口を増やし、事業化に近いものに支援を集中させる「多段階選抜方式」の導入を促進いただきたい。また、企画検討段階（いわゆるゼロイチ）から、事業化、技術・サービス確立後に多くの企業が直面する社会実装の壁を乗り越え、成長を実現するまでの切れ目のない支援に取り組まされたい。

コロナ以降に多数の補助施策が措置される一方で、複雑な制度設計により申請を諦める企業や採択後の膨大な報告書類に負担を感じる企業も存在している。幅広い企業に施策が行き渡り、成長を遂げることができるよう、各施策の運営事務局や申請窓口の体制の強化、申請・報告手続きの簡素化にも取り組まれ、利便性の向上を図られたい。

(2) 自己変革の促進に向けた新たな取り組みの後押し

中小企業が新たな取り組みにより競争力を強化することは、価格交渉力を高める上でも不可欠であり、企業規模を問わず、新規事業の創出や既存事業の深化が求められている。経営資源の制約や日々の事業活動への対応など様々な事情を抱える中で、イノベーション活動に取り組むためには、経営者によるイノベーションの重要性の認識と未来志向の考え方が大切である。自社の強みを再認識しながら現状の課題や目標を明確にし、中期的な「経営目標」の達成に向け策定

する「経営革新計画」や、自社の経営見直しや既存事業の深化にもつながる「経営力向上計画」は、自社のアクションプランの明確化、今後の取組内容のビジネスパートナーに対する説明や理解促進、社内への自社のビジョンの共有などに活用できる。そのためイノベーション活動の計画策定、事前準備として有用である。また、様々な業種に対応した汎用性も高いものであることから、活用促進に向けて計画策定メリットの周知強化や、計画実施時の資金調達における金利優遇措置拡大などに取り組みたい。

中小企業が継続的に新たな取り組みに挑戦するため、変化に強く柔軟性の高いイノベーション人材を育成し、「再現性・持続可能性」のある組織づくりを行うことも事業の継続、成長を遂げる上でのポイントとなる。イノベーションを生み出す担い手育成のため、社内の新規事業担当者に対し、イノベーション創出プロセスを習得できる外部プログラムによる支援を図られたい。

【要望内容】 <経済産業省、文部科学省、内閣府、特許庁>

- 「グローバル型」「サプライチェーン型」「地域資源型」「生活インフラ関連型」の中小企業の支援対象4分類に基づく議論と施策展開の継続（新）
- 「中小企業等事業再構築促進事業」、「生産性革命推進事業」などによる中小企業の事業再構築、生産性向上に向けた取り組みに対する支援の継続、グリーン枠など成長分野における好事例の横展開
- イノベーション企画・検討前のニーズ探索にも活用できる、企業間の交流機会の拡大、専門家による伴走支援の充実化
- 多様なニーズに対応する新製品・新サービス開発について、事業構想の検証から事業化までの支援強化（事前調査段階（F/S）の補助制度創設や、事前調査段階から研究開発段階、事業化に至るまでの切れ目のない支援メニューの充実）
- 改正SBI R制度（中小企業技術革新制度）の周知促進・積極活用
- IoTやAI、RPA、ロボットなど新技術の積極的な活用促進、およびそれらを活用した新たな事業分野や成長産業への参入支援、好事例の周知強化
- 支援施策の十分な公募期間の設定と、中小企業の取り組みの実態に即した採択～補助対象事業の実施～補助金・助成金実行までの期間設定、事前着手承認制度の継続および対象拡大
- 実効性ある補助金・助成金制度の展開に向けて、複雑化する類型・要件や加点要素など運用ルールの見直し・改善と周知、採択後の報告書類の簡素化（新）
- 各施策の運営事務局や申請窓口の体制強化と問い合わせ対応のワンストップ化
- 社会保険、税手続きや補助金・助成金の申請・報告など行政における対面手続き・書面手続きなどの抜本的な運用改善（IT活用および電子化促進、提出書類の簡素化（ワンストップ）、提出先のワンストップ化、地方自治体ごとに異なる書類の様式や手続き・納税期限の統一化）
- 新規事業のリスク軽減に資する支援施策の活用促進、運用ルールの見直し（目標未達の場合の補助金返還について、実績報告時の理由記載による免除を認める等）
- 収益力改善の取り組みにもつながる「補助金対応POファイナンス」の活用促進（新）
- 中小企業の「稼ぐ力」の向上に資する知財経営支援体制の強化（初出願代理費用の助成による実質無料化）（新）

- 中小企業の特許料金一律半減制度の周知および特許取得推進に向けた説明会の継続的な開催
- 中小企業の新たな特許出願層を開拓する観点から、知財総合支援窓口などにおける、相談業務に加え、電子出願や手数料納付の代行など、ワンストップで直接的な支援の強化
- 生産拠点の国内回帰を通じたサプライチェーンの強靱化に対する支援（サプライチェーン対策のための国内投資促進事業の継続・予算拡充）
- 「Society 5.0」の実現に向けたプラットフォーム変革の促進（流通BMSやFinTech等）および中小企業への導入支援
- 中小企業のM&A促進によるイノベーション活動の好事例周知（新）
- 経営を見直す機会につながる「経営革新計画」や「経営力向上計画」の計画策定メリットの周知強化、策定企業に対する制度融資の金利優遇幅の拡大（新）
- イノベーション活動を担う中核人材の育成支援（イノベーション活動の基礎力を身に付ける研修機会の提供等）（新）
- 物流効率化に向けた設備投資、備品導入等（物流拠点、輸送機器、輸送関連機材、標準的な物流資材、システム導入等）に対する支援策・税制優遇の拡充（新）

（3）オープンイノベーションの促進と環境整備

中小企業がイノベーションアイデアを実現し成果を創出するためには、不足する経営資源や技術力・開発力を補い、開発スピードを加速させる他社や他機関との協業、いわゆるオープンイノベーションの取り組みが有効である。オープンイノベーション促進に向けた中小企業のマッチング支援や、産学連携をはじめとするオープンイノベーションの取り組みに対する費用補助などに取り組まれない。

また、企業同士や企業とスタートアップ、企業と自治体などを結ぶオープンイノベーションプラットフォームは、連携相手の開拓から協業の実行、成果創出に至るまでの一連の支援を提供しており、こうした支援の活用もイノベーション創出に向けた選択肢のひとつとなる。プラットフォームを活用した支援や、スタートアップとの協業により新規事業開発に取り組む「アクセラレータープログラム」の費用補助など、実効性向上に向けたオープンイノベーション支援にも取り組まれない。オープンイノベーションはマッチングから実証実験の取り組み、事業化などの段階を経て、成果につながるものであり、短期間での成果創出は難しい。よって支援施策の創設にあたっては、単年度ではなく、中長期にわたる制度設計についても検討されたい。

【要望内容】＜経済産業省、文部科学省、内閣府、特許庁＞

- 中小企業の先端技術導入やイノベーション活動の促進に向け、産業技術総合研究所等の研究機関の協力による専門家からの指導や設備提供などの支援強化
- 中小企業の課題解決、生産性向上に資する製品・サービスを展開するスタートアップと、中小企業の協業、オープンイノベーション促進に向けた支援強化（J-GoodTechによるマッチング強化、中小企業がスタートアップと実証実験に取り組む際の補助制度創設、アクセラレータープログラムの費用補助）（新）
- 連携相手の開拓から協業の実行、成果創出に至るまでの一連の支援を提供するオープンイノベーションプラットフォームを活用した支援強化、支援に対する補助制度の創設（新）

- オープンイノベーションのマッチングから、実証実験、事業化、成果創出までの中長期にわたるハンズオン支援制度の創設（新）
- 大学・研究機関と企業とのマッチングから製品化まで支援を行うコーディネーターの育成強化
- 「パートナーシップ構築宣言」の推進および「サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列などを超えた新たな連携」の好事例周知
- 「パートナーシップ構築宣言」の推進を通じ、オープンイノベーションの加速と知財取引の適正化、知財保護に対する支援強化（再掲）
- 「成長型中小企業等研究開発支援事業（GO-Tech事業）」によるものづくり企業における高度な技術開発の支援強化
- 企業と大学・研究機関の共同研究において、生み出された知財を社会実装する際に、中小企業等が不利益を被ることがないように、公平な立場で取り組むための誠実交渉の定着・推進（新）
- 「事業会社とスタートアップのオープンイノベーション促進のためのマナーブック」の中小企業版の策定（新）

2. デジタルシフトの加速化と DX 推進、サイバーセキュリティ対策強化に向けた支援

(1) 中小企業におけるデジタルシフトの加速化と DX 推進

安価で使いやすいクラウドサービスの普及と、コロナ禍における感染防止を目的としたテレワークの実施や非接触のビジネスモデル構築などにより、中小企業においてもデジタルツールの導入が進んでいる。当商工会議所が本年7月に公表した「中小企業のデジタルシフト・DX実態調査」によると、ITを「導入」している企業は前回調査（2021年2月公表）より増加し、約80%となった。しかし、内訳を見ると「ITを活用して社内業務を効率化している（守りのIT活用）」(43.6%)や「ITを差別化や競争力強化に活用している（攻めのIT活用）」(6.7%)など、ITを「活用」できている企業はあわせて約半数にとどまっており、「導入」したものの「活用」に至らない約30%の企業が、攻めのIT活用に向けて活用レベルを上げることが必要となっている。

IT活用のきっかけとして、独立行政法人中小企業基盤整備機構が提供する「IT経営簡易診断」や「事業環境変化対応型支援事業（デジタル化診断事業）」では、ITの活用度合や現状の立ち位置を把握できる。一方で、企業からは「IT投資を前提とした相談サービスが多く、自社の課題解決につながるかが分からない」との声が寄せられており、生産性向上に向けた課題の把握やIT戦略の検討など、IT導入前の専門家相談などの強化を図りたい。また、「サービス等生産性向上IT導入支援事業」など各種施策についても、IT投資に対する費用補助制度はもとより、相談からIT投資の実施、実施後のフォローアップ支援まで、一貫支援体制を整備するなど、変化するニーズに対応しながら補助制度の実効性向上にも取り組まれない。

中小企業にとって、デジタル人材の確保が困難を極める中、デジタル庁では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において「デジタル人材の育成・確保」を掲げ取り組みを進めている。実効性ある対策を実現するため、取り組みの徹底と進捗の定期的な公表に取り組まれるとともに、具体的な取り組みとして、従業員のリテラシー向上を目的とした「マナビDX」事業や、デジタル分野でのリスクリング支援に加え、デジタル人材の確保に向けた中小企業に対するイン

ターンシップ・マッチング機会の提供などにも取り組まれない。

デジタル基盤を作り上げる創業期と、事業ドメインの再構築が行われる事業承継時は、デジタル化への取り組みの進展が期待できる。これらの企業の取り組みを後押しするためにも、「サービス等生産性向上IT導入支援事業」における、創業時・事業承継時の補助上限上乗せ、補助率引き上げを図られたい。

近年、効率化やコスト削減を目的とするIT活用のみならず、DX推進を通じて新たなビジネスモデルやサービスを創造することで、競争力強化につなげていく動きに注目が高まっている。実際に取り組む企業からは「社内の在庫システムの情報をウェブサイトと連動させ、社外からリアルタイムで在庫確認ができるようになったことで、反響につながった」という成功事例も聞かれており、付加価値創出に向けて積極的に取り組む企業の後押しを図られたい。併せて、多くの業界で活用を進めるため、好事例の横展開にも取り組まれない。また、今後は急速に進む生成AIに中小企業も適応していくことが不可欠であり、生成AIの開発・利活用についての国際的なルール作りに主体的に参画すべきである。

2001年のIT基本法の制定以来、20年ぶりの見直しとなるデジタル改革関連法を機として、デジタル庁が創設され、行政のデジタルシフトに向けた動きが始まっている。各種申請や手続き、決済などのデジタル化を通じて、中小企業の手間・コストの削減や利便性の向上など、デジタル化によるメリットを具体的に享受・実感できるよう、より一層、行政のデジタルシフトの加速に取り組まれない。

【要望内容】 <経済産業省、厚生労働省、総務省、デジタル庁>

- 経営課題を俯瞰してIT活用可能性を診断する「IT経営簡易診断」の周知の強化（新）
- 経営者の意識改革につながる「事業環境変化対応型支援事業（デジタル化診断事業）」の周知・利用促進
- ITの導入から活用、競争力強化に至るまでの専門家相談の実施（新）
- デジタルシフトの強化に資する、伴走支援型人材の育成・強化（新）
- IT実装に向けた、中小企業とITベンダー等とのマッチング支援の促進
- ITツール導入にあたり、地域の情報サービス事業者による伴走支援強化および費用補助の継続（サービス等生産性向上IT導入支援事業の継続・拡充（通常枠（A・B類型）におけるハードウェアへの対象拡充、補助率引上げおよび下限額の撤廃、IT導入に向けたコンサルティング単体での対象化）および導入事例の積極的な発信
- デジタル人材の育成・確保対策も盛り込まれた「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の進捗管理の徹底と公表（新）
- DXに資するリスクリング支援の活用促進（「地域デジタル人材育成・確保推進事業（マナビDX）」の周知徹底）（新）
- 生産性向上人材育成センターによるオーダーメイド型「生産性向上支援訓練」の拡充（新）
- 公的職業訓練におけるDX関連講座の拡充（新）
- デジタル人材の中小企業に対するインターンシップの機会提供やマッチング支援（新）
- 地域の中小企業・小規模事業者の生産性向上を担う「情報サービス業」における小規模事業者「従業員要件」の「5人以下」から「20人以下」への拡大
- DXに資する製品・サービス開発を後押しするものづくり補助金（デジタル枠）の拡充と

好事例の横展開（新）

- 新製品・新サービス開発に資する「攻めのIT投資」促進に向けて、先進的な取り組み事例のポータルサイトなどを通じた積極的な情報発信
- 大企業・中堅企業の実践による商流EDIの導入・利活用支援、中小企業共通EDIの普及促進
- 社会全体のデジタル化をけん引するデジタルガバメントの早急な構築
- 補助金申請などにおける事業者の電子申請に関する国によるサポート体制の強化
- オープンデータ活用に向けた諸条件の整備、好事例の発信などを通じた活用促進（新）
- デジタル回線網の混雑解消、遅延防止の対応、5G全国活用を可能とする基地局や光ファイバーなどの通信インフラの整備促進
- デジタル空間における知財保護に向けた環境整備（新）
- 生成AIの積極的な利活用に向けた環境整備（新）

（2）サイバーセキュリティ対策強化に向けた支援

中小企業におけるIT活用・デジタルシフトの進展に伴い、企業や民間団体、官公庁など、特定の組織を狙う「標的型攻撃」や、身代金要求型不正プログラム「ランサムウェア」などサイバー被害が増加し、中小企業にとって大きなリスクとなっている。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大を契機とするテレワークの普及によって、企業規模に関わらずサイバーリスクが増大するなど、中小企業・小規模事業者においてもその対策が急務となっている。

「サービス等生産性向上IT導入支援事業」では、補助金申請の際に、SECURITY ACTIONを宣言することが必須要件となっている。事業者の意識醸成に向けて重要な取り組みである一方で、「専門知識を有する人材がいないためどのように取り組めばよいか分からない」といった声や、「費用負担が大きい」といった声が上がっている。中小企業の規模や業態などに応じたサイバーセキュリティ対策の事例を示すなど、対策の理解につながる具体的な情報発信の強化ならびに、専門家によるサイバーセキュリティマネジメントの支援、導入費用の補助制度創設に取り組まれない。

【要望内容】＜経済産業省、総務省、デジタル庁＞

- サイバーセキュリティ対策強化に向けた支援強化（費用補助、意識啓発、専門家による支援、対策の奨励（各種対策の実施を補助金の加点要素と位置付ける等））
- 導入時に活用可能な「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の周知・活用促進

3. 中小企業のカーボンニュートラル実現に向けた支援強化

（1）グリーン分野への進出とイノベーション創出

国が目標とする2050年カーボンニュートラル実現に向けて、サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルを目指す動きが加速しており、中小企業にも脱炭素化に向けた経営が求められている。

カーボンニュートラル実現に向けた動きをチャンスと捉え、成長を実現している企業も存在しており、廃材処分費の削減のため、材料メーカーと共同で、再利用が可能な材料開発に成功した事例や、サステナブル製品を開発し、自社ブランドとして展開する事例も生まれている。サプライチェーン型企業においては、大企業や取引先金融機関のサポートも受けながら、グリーン関

連分野の参入も期待されるところである。「パートナーシップ構築宣言」における新たな連携推進の後押しのもと、中小企業のグリーン関連分野への参入を「ビジネスチャンス」や「成長の機会」と捉えるような意識改革に向けた情報発信、好事例の発信についても強化されたい。

「事業再構築補助金」や「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業」において、グリーン分野での取り組みに申請類型が措置されている。グリーン分野におけるイノベーション創出や、研究開発などにより排出量の多い技術・サービスの見直しを推進することは、日本の地球温暖化対策、カーボンニュートラル実現につながる。今後もこうした取り組みの裾野拡大に向けて、補助上限や補助率の引き上げなどを通じて、企業の取り組みを後押しされたい。また、グリーン製品が選択される環境を創り出すことも中小企業の参入後押しに向けて必要であり、グリーン製品の市場創出に向けた取り組みを実施されたい。

今後、地球温暖化対策、カーボンニュートラル実現に向けた動きが加速することが予想される中で、企業からは、「足元の経営を維持し、中長期的な経営計画を考える際、企業活動の前提となる電力、エネルギーの安定供給への懸念がある」、「電力価格が次の契約更新で30%上がり、LPガスも安い時の倍に膨れ上がっている」といった声上がるなど、エネルギーの安定供給に関する問題のほか、コスト上昇が多く企業に影響を及ぼし、利益率を圧迫している。企業活動において重要な観点、前提条件は「安定供給」である。ポストコロナにおけるエネルギー政策では、経済活動が活性化していく前提に立ち、供給面の問題が企業の事業活動や成長の足かせとならないよう、エネルギーの安全性を大前提とし、「S+3E」を同時達成するべく、バランスのとれた施策を遂行していくべきである。

【要望内容】 <経済産業省、環境省>

- 中小企業が、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みを「ビジネスチャンス」、「成長の機会」と捉えるような意識改革につながる情報・好事例の発信
- サプライチェーンでつながる大企業による取引先中小企業の排出量削減への支援・協力の推進
- 「パートナーシップ構築宣言」を通じた、サプライチェーン全体でのグリーン化に向けた取り組みの推進（新）
- カーボンニュートラル実現に向け、グリーン分野での取り組み、イノベーション活動に対する補助金の拡充
- グリーン製品の調達の推進、グリーン製品市場の創出（新）
- 「S+3E」の達成に向けた、バランスのとれたエネルギー政策の遂行
- グリーンイノベーション基金、グリーンファンド（地域脱炭素投資促進ファンド事業）などによる資金面での支援強化
- グリーンファンドの出資を受けた企業において、取引先が限定され事業が縮小することがないよう、環境対応に取り組んでいる企業とのマッチング強化
- 新電力に対して、企業が選択しやすい環境整備（リスクを含めた適切な情報提供を行うよう、小売り事業者に対する周知・徹底）（新）

(2) 省エネ対策の強化

当商工会議所が昨年12月に公表した「経営課題に関するアンケート調査」では、脱炭素に向けた取り組みを「既に実施している」企業は16.7%であった一方、「取り組みたいが何をすべき

か分からない」が29.3%となり、具体的な方策を検討するまでにはいならず、依然として理解や対応が進んでいない状況にある。

中小企業は、環境分野の専門部署や専門性のある人材を抱えていないケースが多く、自社の排出量を把握する段階で課題を抱えている。また、どのような対応をすれば、どのくらいの排出量削減につながるのか、といった具体的な取り組みのイメージができないケースが多い。「排出量の把握」にあたっては、日本商工会議所が公開する「CO₂チェックシート」をはじめ、その他民間ツールなどの活用促進を通じて、現状認識を支援するとともに、政府におかれても中小企業の排出量把握に係る支援創設を検討されたい。また、CO₂削減計画の策定にあたっては、中小企業にとって実施時の参考となる具体例を整理、発信するとともに、専門家による支援制度創設など、相談機能を強化すべきである。加えて、中小企業による排出量削減の具体的な取り組みを後押しするため、排出量削減に資する設備への転換・導入などに対する費用補助拡充にも取り組まれない。

【要望内容】 <経済産業省、環境省>

- 排出量把握・削減に向けた具体的な戦略策定に対する専門家支援制度の拡充など、相談機能強化
- 省エネお助け隊、省エネ最適化診断、省エネルギー診断の利用促進に向けた周知強化(新)
- 排出量計算シートの提供、日本商工会議所が公開する「CO₂チェックシート」をはじめ、その他民間ツールなどの活用促進、国による支援施策創設など、排出量把握に向けた支援強化
- 脱炭素効果の高い設備への転換・導入に対する支援の拡充（「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の拡充、税制や資金調達上の優遇措置の拡充）
- 自治体・地域金融機関・商工会議所などとの連携による脱炭素関連施策の利用促進
- 中小企業の工場施設全体のCO₂削減投資に対する補助金新設
- Jクレジット制度の中小企業への認知拡大、活用促進

4. 国際展開による中小企業の販路開拓と新たな市場開拓に向けた取り組みの支援強化

(1) 中小企業の国際展開に対する支援

わが国の経営環境は、人口減少による国内市場縮小の懸念や、足下の地政学リスクの高まり、原材料価格高騰や急激な為替の変動など、不透明感が高まっている。そうした中で、中小企業が成長を実現するためには新市場の開拓が必要であり、海外市場への進出も有効な選択肢である。

しかし、2022年版中小企業白書によると、一定規模以上の中小企業であっても海外直接投資の割合は15.0%、直接輸出企業の割合は21.5%に留まっている。国際展開は拠点進出に限らず様々な選択肢が存在し、中小企業の成長実現に向けて多くの企業の挑戦を促し、後押ししていく必要がある。中小企業からは、「国際展開に興味があるが、自社にどのようなチャンスや選択肢が考えられるのか」、「どの支援窓口や支援事業を活用すべきなのかわかりにくい」といった声が上がっている。また、実際に取り組むにあたっては、ターゲット国の市場ニーズや市場規模、競合の状況、商習慣や法規制などの情報、各種支援策などの様々な情報を入手し、戦略を検討する必要がある。すでに国や自治体、JETROや中小企業基盤整備機構、JICAなどの公的支援機関による海外ビジネス支援メニューは充実しているものの、中小企業にとって各機関で提供されている情報を比較し、適切な支援を選択、活用するまでに一定の手間がかかる。各地方の政

府機関それぞれが支援施策をまとめているケースもあるが、国として、支援施策や情報を取り組みの段階ごとに一元的にまとめ、中小企業にとってアクセスしやすい情報発信に取り組みたい。

国際展開の手法が多様化する中、市場規模が拡大する越境E Cを通じた販路開拓は、中小企業にとって有効な選択肢と考えられる。今後さらなる活用促進に向けて、JETROが連携する海外E Cバイヤーの拡充、海外E Cモールでの日本商品特集ページの開設、海外企業とのマッチング機会の増大などの支援強化を図りたい。また、単なる出店支援にとどまらず、効果的なプロモーションやマーケティング支援など、実効性向上に向けた支援にもあわせて取り組みたい。

【要望内容】 <経済産業省、厚生労働省、農林水産省>

1. 海外ビジネスへの挑戦を後押しする情報の充実

- 「新規輸出1万者支援プログラム」の周知強化、継続・拡充（新）
- 国際展開のきっかけ・着手につながる、様々な国際展開手法に関する好事例の横展開（新）
- 各国・地域における業界別市場規模、競合の状況、規制、流通の仕組みなど、市場に関する具体的な情報の提供
- 各省庁や関係機関などが提供している支援施策を海外ビジネスのフェーズ毎に整理し、事業者がワンストップで情報を得られる仕組みの整備（新）
- 企業が直面した過去のトラブル・対応事例について、現地特有のネガティブな情報も含め国・地域別に提供（新）

2. 越境E Cの推進

- 越境E Cの活用促進に向け、JETROが連携する海外E Cバイヤーの拡充、日本商品特集ページをより多くの海外E Cモールで開設
- 越境E Cサイト構築や各種越境E Cサイトへの出店・運営に係る費用の助成拡充
- 「JAPAN MALL」、「JAPAN STORE」事業など国際展開の第一歩に成り得る「越境E C」に対する支援の拡充
- 中小機構J-GoodTech事業での海外企業とのマッチング推進（新）
- 越境E Cサイト構築や各種越境E Cサイトへの出店に際し、セキュリティ面が脆弱な中小企業に対し、セキュリティ強化に向けた対策支援（新）

3. 海外販路開拓の加速に向けた環境整備

- 現地市場ニーズ・規制に即した開発・改良、設備投資、マーケティングなど、海外市場で通用する商品・サービス創出、販路拡大に向けた専門家からの提案型支援の拡充（新）
- 中小企業が海外企業の実在確認や信用情報、取引実績などを容易に確認できる環境の整備や民間信用調査機関利用時の費用助成（新）
- 海外バイヤーなどを招へいし、地域企業がその商品の品質の高さや安全性等をリアルでPRできる機会の提供・拡充（新）
- 模倣被害防止に向け、海外での知財出願手続、どの国でどのような手続きをすべきかなど、商品・サービスの特徴にあわせた情報発信・コンサルティングの提供（新）
- 正規代理店を通さずに海外で自社商品を販売されてしまう並行輸入被害に対する対策事例（事前策/発生時対策）の共有（新）

4. 海外ビジネスに対応できる国内外人材の確保、育成への支援拡充

- 海外ビジネスの基礎から実践まで体系的に修得できる教育プログラムの提供・拡充
 - A B I Cなど、海外ビジネスの知識を有する国内人材と企業を効果的にマッチングする機関の更なる活用推進（新）
 - これから有望なマーケットとなるインドなどの若者を留学生といった形で多く受入れ、海外ビジネスを担う高度外国人材としての育成・活躍促進（新）
 - 高度外国人材とのマッチングイベント（国内外問わず）を一元的に確認できる情報サイトの周知強化・掲載コンテンツの充実（新）
 - 高度外国人材とのミスマッチが起こらないよう、外国人材のスキルと企業での業務内容を丁寧にマッチングし、企業の受入れ体制整備まで一連で支援する体制の整備・拡充（新）
5. 海外ビジネス（進出後・撤退等）に伴う各種課題への支援体制強化
- J E T R O「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」事業の体制拡充などを通じ、現地法規制などへの対応について中小企業が海外で日本語による相談ができる仕組みの整備（新）
 - 企業に影響の大きい現地税務・通関・労働・環境に関する規制情報を各国・地域別にまとめ、変更の際には迅速に更新情報と対処方針を提供する体制の拡充（新）
 - 撤退や移転等に伴い発生したトラブル・対応事例の共有・提供（新）
 - 中小企業・小規模事業者の販路開拓支援（小規模事業者持続化補助金（一般型）の推進等）
 - E Cや商談システムの活用、展示会出展など販路開拓の取り組みを後押しする支援の継続（小規模事業者持続化補助金の継続）
 - 販路開拓支援の実効性を高めるための、マーケティング・ブランディング戦略構築段階から成果創出に至るまでの、専門家・専門人材による一貫した支援強化（新）

（2）国内販路開拓支援の強化

本年6月に公表した「東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）」によると、売上D I（前年同期比）は前期2023年1-3月期から7.0ポイント改善の11.9と改善傾向にある。継続的な成長を目指すうえで、また加速する外部環境・消費者ニーズの変化への対応や、事業基盤を強化するという観点からも、今後も販路開拓は多くの企業にとって重要な課題となっている。中小企業の販路開拓に向けた新たな取り組みを支援する小規模事業者持続化補助金など、地道な販路開拓支援を継続すべきである。

経済産業省の調査によると、E C市場は2021年には20兆円（B t o C市場）を超えるなど、新型コロナウイルス感染拡大以前から拡大が続いている。中小企業においてもE Cを活用し「新たにB t o C向けのサイトを構築し売上につながっている」、「B t o C向けの商品を見て技術力を評価いただいた企業から問い合わせがあり、B t o Bの販路開拓にもつながっている」といった声が上がっており、販路開拓の有効な手段として、中小企業における取り組みの拡大が期待される。中小企業にとってE Cサイト構築や利用料、出品料などの費用負担は大きいため、中小企業によるE Cサイトの開設や活用、および販売促進への支援を引き続き強化されたい。

一方で、各種広報やE Cサイト出店、展示会への出展など、販路開拓に取り組んでいるものの、なかなか成果につながらないといった声も存在する。着実に成果につなげるためには、市場の分析から製品・サービス開発、販売促進に至るまでのマーケティング、ブランディングの取り組み、戦略策定の取り組みが前提となる。広告活動、E C出店、展示会出展といった販路開拓の「手段」

に対する支援、補助施策のみならず、そうした施策の実効性を高めるためにも、その前提となるマーケティング・ブランディング戦略の構築段階から「手段」を活用した成果創出に至るまでの伴走支援についても強化されたい。

【要望内容】 <経済産業省>

- 中小企業・小規模事業者の販路開拓支援（小規模事業者持続化補助金（一般型）の推進等）（再掲）
- E Cや商談システムの活用、展示会出展など販路開拓の取り組みを後押しする支援の継続（小規模事業者持続化補助金の継続）（再掲）
- 販路開拓支援の実効性を高めるための、マーケティング・ブランディング戦略構築段階から成果創出に至るまでの、専門家・専門人材による一貫した支援強化（新）（再掲）

5. 中小企業の人材確保に向けた自己変革支援

（1）中小企業の自己変革を支える人材育成と魅力ある職場環境の整備

中小企業の人手不足感はコロナ禍からの経済回復に伴い、深刻な状況となる中、物価上昇により実質賃金が低下し、企業に対する賃上げ圧力がかつてないほど高まっている。自発的かつ持続的な賃上げの実現には、中小企業の自己変革による生産性向上の実現とともに、取引適正化などの取り組みを通じた賃上げ原資の確保が不可欠であり、賃上げに対する支援として、「業務改善助成金」や「賃上げ促進税制」「キャリアアップ助成金（賃金規程改定コース）」等の賃上げを後押しする制度の拡充を図られたい。

政府では、本年5月の新しい資本主義実現会議において「三位一体の労働市場改革の指針」が示され、個人への直接給付によるリスキング支援の拡充などにより、労働者がスキルアップしやすい環境が整備されることとなった。個人への直接給付の拡充は重要である一方で、より多くの企業において、新たな事業展開や技術開発への挑戦と従業員の学び直しにより、「収益拡大と賃金上昇の好循環」を生み出していくことも重要である。また、民間教育会社によるO f f – J Tに重点がおかれれば、大企業で働く人に支援が偏り、中小企業で働く人との格差の拡大も懸念される。こうした観点からも、企業が従業員に対して意欲的に人材育成に取り組むことができるよう、企業内部での能力開発支援にも引き続き十分な支援を行うとともに、公的職業訓練についても、G X・D Xなど産業構造の変化に対応した内容・規模の拡充を図られたい。

従業員の健康を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」が全国的な広がりを見せている。経営者と従業員が一丸となって健康管理を図ることにより、生産性や企業価値の向上が期待できることから、より一層の普及促進が重要である。このため、中小企業の健康経営の取り組みをサポートする人材の育成・活用の促進、民間サービスと中小企業とのマッチングの仕組みの創設、さらには健康経営に取り組む中小企業へのインセンティブ拡充を図られたい。

【要望内容】 <厚生労働省、経済産業省>

- 「職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）」及び、都道府県が運営する「職業能力開発センター」による、在職者・求職者双方を対象とした公共職業訓練およびコンサルティング機能の抜本的な強化・拡充、G X・D Xなど産業構造の変化に対応した内容・規模の拡充（新）
- 「業務改善助成金」の拡充（特例コースの恒久化、支給対象経費の拡大および助成率・額

の拡充) (新)

- 賃上げ企業に対する各種助成制度の拡充 (IT導入補助金および事業再構築補助金における賃上げ要件の緩和、賃上げ額を考慮した補助金額の引上げ) (新)
- 「キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)」の利用促進、活用事例の周知
- 「賃上げ促進税制」の延長・拡充 (繰越控除措置の創設、給与等支給総額および教育訓練費に係る要件緩和) (新)
- 賃上げの取り組みを阻害する外形標準課税の中小企業への適用拡大は断固反対 (新)
- 働き方改革推進センターの相談体制強化、「働き方改革推進支援助成金」の拡充 (新)
- 「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」の周知強化、リカレント教育に取り組む企業への支援強化 (「人材開発支援助成金」の申請手続き簡素化や幅広い周知などを通じた利用促進) (新)
- 「公的職業訓練」や「一般教育訓練給付・専門実践教育訓練給付」の利用促進 (オンラインや休日・夜間の講座の充実、申請手続きの利便性向上) (新)
- 「人材開発支援助成金」の利用促進 (新)
- 経営者・従業員に対するリスクリングの推進 (経営環境の変化に対応する上で必要な情報・知識を習得するための支援強化) (新)
- 副業・兼業人材等の外部人材の支援により、デジタル導入・活用などビジネス変革・経営力再構築に取り組む中小企業・小規模事業者に対する「副業・兼業支援補助金」の継続・拡充 (新)
- 中小企業が健康経営を推進する専門人材 (健康経営アドバイザー) を育成する際の助成措置の創設
- 自社で健康経営アドバイザーを育成することが難しい中小企業等を対象とした専門家派遣制度の創設
- 従業員数 50 人未満の小規模事業場に対する産業医の選任等に係る助成措置の利用促進
- 特定保健指導、コロナ健診、がん検診、メンタルヘルス対策など、効果的な健康管理の実践をサポートする民間企業と中小企業をマッチングする仕組みの創設
- 健康経営優良法人認定を受けた企業へ付与するインセンティブの拡充 (各種補助金・助成金、公共入札における加点評価を行う自治体の拡大等)

(2) 中小企業の採用活動と多様な人材の活躍支援

本年 4 月に日本商工会議所が公表した「商工会議所 L O B O 調査」によると、2022 年度に採用募集を行った企業のうち、半数以上が必要人数を充足できず、中小企業の人材確保は大きな課題となっている。中小企業の採用手段としてハローワークを活用する企業が多いが、新規求人数に対する充足率は 1 割にとどまる。ハローワークのコンサルティング機能の拡充は不可欠であり、求職者・求人企業双方に向けた一歩踏み込んだ相談・支援が可能となる体制整備を行い、マッチングの精度向上に取り組まれない。また、雇用吸収力の高い介護、建設などの人手不足業種や、今後雇用の拡大が期待されるデジタル、グリーン分野への労働移動を円滑に進めることが重要であり、求職者支援訓練を通じた訓練から就職まで一貫した伴走型支援の強化に取り組まれない。

昨年、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たって

の基本的考え方」が改正され、本年度からインターンシップで取得した学生情報を採用活動に利用できるようになった。中小企業にとって、インターンシップは自社の魅力を学生に伝える有効な機会であり、入社後のミスマッチ防止の効果も期待されることから、新ルールに準拠したインターンシップ内容の丁寧な周知と活用に向けた支援を図りたい。

わが国の人口減少に伴う労働力の供給制約を考えると女性や外国人材など「多様な人材の活躍推進」の重要性はこれまで以上に高まっている。また、潜在的な労働力の活用のみならず、誰もが働きやすい環境の整備や経営に多様な視点を取り込むことで、新たな事業展開につながることも期待される。

2021年の女性の就業率は71.3%（15~64歳、総務省労働力調査）と2005年の58.1%から大きく増加しているが、半数が非正規雇用であり、加えて管理職的職業従事者に占める女性の割合は13.2%と低水準に留まる。女性活躍推進に向けて、まずは家庭と仕事の両立がしやすい環境の整備を図り、加えて女性の能力開発や更なる就業機会の拡大に取り組み、女性が安心して働き自ら活躍を望む社会を実現することが必要である。

労働力を支える担い手として外国人材の期待が高まる中、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において両制度の見直しが検討されているが、最終取りまとめに向け、企業・外国人の双方にとって実態を踏まえたより良い制度となることを期待する。今後は人権保護を大前提に、より広い職種において、より多くの人材が、より長く活躍できる仕組みの構築が必要である。なお、中間報告では、技能実習の後継制度において、転籍制限が緩和されることが示されている。労働者として受入れる以上、日本人と同レベルの権利を認めることに異論はないが、一方で賃金水準に劣る中小企業からは、せっかく受入れた外国人材が、賃金水準の高い企業へ流出してしまうことに強い不安の声が上がっている。人材育成に係る期間、受入れ企業の負担コスト等も踏まえた、望ましい緩和のあり方を検討するとともに、外国人材が同じ企業・同じ地域に長く在籍するインセンティブが生じるような取り組みや支援についても検討が必要である。

【要望内容】 <厚生労働省、経済産業省、文部科学省、公正取引委員会、出入国在留管理庁>

- ハローワークの要員体制強化、求人企業、求職者のニーズやキャリアコンサルティングなどを通じたきめ細かなマッチング支援の充実
- 人手不足業種・成長産業への労働移動の促進（公的職業訓練のカリキュラムの充実、マッチング支援）
- 大企業と中小企業との人材マッチングのさらなる促進（「産業雇用安定助成金」の周知・拡充による在籍型出向の活用、産業雇用安定センターの機能強化等）
- ハローワークにおける訓練から就職に至るまで一貫した個別・伴走型支援の強化（業界団体との連携による訓練コースの設定やトライアル雇用を通じた企業の現場での訓練機会の提供）
- ハローワークの就職支援ナビゲーターによる業種を超えた再就職に係る個別支援の強化、「労働移動支援助成金」や「トライアル雇用助成金」の幅広い周知と利用促進
- 自治体による合同会社説明会の実施拡大、民間の合同会社説明会を含む中小企業の出展に対する助成拡充
- 新ルールに準拠した採用活動に利用可能なインターンシップの丁寧な周知と活用促進（新）

- 職業観・就業観の醸成と将来の主体的な職業選択につながる、若年層のインターンシップ・職場体験推進に向けた費用面の支援、企業と教育機関をつなぐコーディネーターの育成、中小企業の採用活動における学生情報の活用具現化、中小企業の魅力発信、日本版デュアルシステムの推進（職業高校や高等専門学校、商業高校などへの対象拡大等）
- 企業毎の業種・業態や企業文化に合った取り組みの実施に向けた地方公共団体との連携による一般事業主行動計画の策定に関する相談対応や個別訪問等の支援強化（新）
- 男性を含む育休の取得促進への支援策の強化・拡充（「両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）」の拡充等）
- 女性活躍推進の経営全般への効果に関する好事例の周知、保育の受け皿整備に対する着実な整備、早期の待機児童ゼロ実現
- 技能実習の後継制度及び特定技能制度について、全ての産業分野における外国人材受け入れニーズに基づいた仕組み作り（新）
- 外国人材の企業・地域への定着支援（新）
- 技能実習の後継制度及び特定技能制度の運営支援機関の体制強化、不適切な運営を行う管理団体・受入企業への監視・指導の強化（新）
- 日本語教育等、外国人材の生活面での支援強化（新）

II. 「事業継続」「事業再生」「円滑な廃業による再チャレンジ」に向けた支援の強化

1. 収益力改善支援の強化と資金繰り支援の継続

コロナ禍における無利子・無担保融資など、手厚い資金繰り支援により倒産件数は抑制され、中小企業の事業継続を支えた一方で、過剰債務を抱える中小企業の事業継続が大きな課題となっている。当商工会議所が昨年12月に公表した「経営課題に関するアンケート」では、債務過剰感を抱える中小企業は約4割にのぼっている。また、新型コロナウイルス関連融資の返済に関して、現在据置期間中の企業のうち37.3%が「今後も据置期間の延長等をする予定」と回答している。民間ゼロゼロ融資の返済開始がピークを迎える中、コロナ禍からの業績回復が果たせず、原材料・エネルギー価格高騰による影響も受ける企業が、苦境に立たされたまま返済開始となることで、倒産・廃業件数の急増と価値ある事業の喪失につながる事が懸念される。そのため、休業・廃業に至る前に、モラルハザードには十分注意しつつ、中小企業金融の出口戦略を施す必要がある。

昨年策定された「中小企業活性化パッケージNEXT」では、資金繰り支援の拡充や収益力改善・事業再生・再チャレンジ支援が盛り込まれ、フェーズに応じた支援策が整理された。事業者がこれ以上債務負担を増やすことなく収益改善に取り組むためには、経営改善の必要性に気付き、取り組みの選択肢が多いうちに相談することが重要である。早期相談を促すためにも金融機関による働きかけを強化するとともに、信用保証協会や支援機関等との連携による支援の強化を図るべきである。また、支援ニーズに対して迅速かつ円滑な取り組みにつなげるため、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援するために設置された「中小企業活性化協議会」による「収益力改善支援」の周知、利用促進を図られたい。加えて、中小企業の稼ぐ力を取り戻すため、昨年策定された「収益力改善支援に関する実務指針」に基づき、金融機関や民間の支援機関による収益力改善と本業支援を通じた支援の強化も図られたい。

本年3月に経営者保証改革プログラムが策定され、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みが推進されている。これまで中小企業からは「経営者保証に関して具体的な説明がされていない」という声が多く寄せられていることから、プログラムの内容を着実に実行するとともに、各種制度融資において利用促進を図られたい。

【要望内容】 <経済産業省、金融庁>

- 早期相談の促進に向けた働きかけの強化（金融機関から取引先中小企業に対する支援施策の周知、金融機関・信用保証協会・支援機関等との連携による相談体制の強化）（新）
- 「中小企業活性化パッケージNEXT」ならびに、中小企業活性化協議会による「収益力改善支援」の制度周知、利用促進
- 収益力改善支援、ガバナンス強化支援の促進に向けた「収益力改善支援に関する実務指針」の金融機関・支援機関等の活用促進（新）
- 地域金融機関による金融支援・本業支援の強化、収益力改善に向けてきめ細かな支援ができる人材の育成
- 早期経営改善計画策定支援事業の経営者および金融機関への周知強化・利用促進、ならびに金融機関からの積極的な活用促進
- 民間コロナ借換保証制度の継続と要件見直し（飲食業など債務負担は重いものの、売上要件・収益要件ともに合致しない事業者の融資対象化）（新）
- 急激な外部環境変化への迅速な資金繰り支援、金融機関の対応力の強化（新）
- 「コロナ資金繰り支援継続プログラム」による、実効性ある資金繰り支援の継続（スーパー低利融資、資本金劣後ローン、セーフティネット貸付の継続）
- 事業性評価融資の継続、金融機関の目利き力向上（「ローカルベンチマーク」の活用および企業の運転資金構造に適した短期継続融資（専用当座貸越）の推進等）
- 「経営者保証改革プログラム」の経営者に対する周知強化、金融機関・信用保証協会の取り組みの徹底に向けた働きかけ（経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けたプログラムの周知強化、制度融資における対応強化）（新）
- 政府系金融機関における「知財公的融資制度」の創設（知財を担保として、低金利貸付や知財以外の無担保・無保証貸付などを実施）
- 動産・債権譲渡担保融資など多様な融資の推進

2. 事業再生・事業再編支援の強化と円滑な廃業による再チャレンジ支援

新型コロナウイルスの影響から業績回復が果たせず、事業再生の検討や廃業を選択する事業者が増加している。2021年の倒産件数、休廃業・解散件数は、コロナ禍での資金繰り支援に支えられ前年を大幅に下回っていたが、新型コロナ関連融資が順次終了する中で、2022年の倒産件数、休廃業・解散件数は増加に転じている。日本経済の活力維持、価値ある事業の喪失を避けるためにも、事業再生支援や事業譲渡などによる価値ある事業の引継ぎ支援が一段と重要となっている。また、事業再生・承継・引継ぎが極めて困難な事業者が自ら廃業を選択した際にも、廃業企業における従業員の円滑な労働移動や、経営者の再チャレンジに向けた支援が重要となっている。

中小企業活性化協議会では、2020年の特例リスケ支援の開始に伴い相談件数が増加し、昨年より高水準で推移している。特例リスケ終了後の出口対応や、コロナ・原材料高の影響で厳しい状

況下の事業者に向き合いながら再生計画の策定支援や計画策定支援先の雇用維持に取り組まれており、企業の再生と併せて大きな雇用確保効果を生み出している。今後さらなる増加が見込まれる事業再生に対し、引き続き中小企業活性化協議会によるプレ再生支援ならびに再生支援の強化を図るとともに、真に必要とする事業者へ支援が行き届くよう、金融機関との連携強化にも取り組まれない。

また、スポンサー支援による再生支援も増加しており、事業再生ファンドの重要性が高まっている。中小企業基盤整備機構における中小企業再生ファンドにおいては、地域金融機関と連携して積極的に事業再生に取り組むべきであり、投資対象の範囲拡大と柔軟な対応の実施を図るとともにスポンサー不在時には再チャレンジ支援へ早期に移行するなど切れ目のない支援を図られたい。また、国においては事業再生ファンドに対する運用面での指導・監督を強化されたい。

昨年3月に策定された「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」によって、民間の第三者専門家による迅速かつ円滑な私的整理手続きが可能となっており、特に小規模な事業者の事業再生ニーズの受け皿として大変有効である。しかしながら、支援の多くが廃業型私的整理に集中していることから、事業者の状況に合わせて、再生型私的整理手続きによる再生支援の強化が求められている。今後、支援ニーズの増大が見込まれる中、中小企業活性化協議会による支援とともに本ガイドライン活用による支援の重要性も増している。本ガイドラインを周知促進するとともに、実効性確保に向けて、運用や支援実態の定期的なモニタリングと、実態に合わせたガイドラインや運用見直し・改善に取り組まれない。また、事業継続危機にある事業者が廃業する場合においても、事業再生や事業再編などの支援スキームの全体像を事業者が把握した上で、傷が深くなる前に意思決定がなされるよう、各種施策の周知を図られたい。

廃業を検討する事業者が、廃業時のコストや廃業後の自身の生活不安を背景に廃業を躊躇し、決断が遅れることも少なくない。廃業による影響を最小限にとどめるために、廃業に係るコスト負担の軽減といった支援も国で検討する余地がある。加えて、わが国では、経営者保証により、企業の倒産時には経営者自身も自己破産に追い込まれ、再チャレンジが困難な状況になるという問題が存在している。このような状況下においては、経営環境が厳しい経営者が自身も自己破産となることを恐れて、金融機関や支援機関などへの相談をためらうことで事業再生の着手が遅れることに加え、リスクをとって起業・再チャレンジをしようとする経営者も減少することが予想される。廃業を選択する事業者に対しては、経済合理性など一定の要件を満たした場合に、一定の残存資産を残して保証債務の免除を認める「経営者保証に関するガイドライン（保証債務の整理）」の推進が必要である。「廃業時における『経営者保証ガイドライン』の基本的考え方」とあわせて、国や地方自治体や信用保証協会、金融機関に対して積極的な活用を要請すべきである。加えて、廃業後の再チャレンジに向けた経営支援の強化、金融機関側の配慮も図られたい。

【要望内容】 <経済産業省、金融庁、財務省、国税庁>

- 事業再生、再チャレンジ支援の体制強化に向けて、中小企業活性化協議会の地域実情に応じた柔軟な予算措置（新）
- 事業再生に向けた金融機関と中小企業活性化協議会の連携強化、ならびに金融機関から取引先中小企業に対する中小企業活性化協議会の周知・活用促進
- 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の周知促進、第三者支援専門家を通じた支援の定期的なモニタリングと実績公表、適切な運用、状況に応じた改善の検討（新）

- 信用保証協会が私的整理への真摯な対応を行うよう、都道府県へ要請（中小企業活性化協議会スキーム、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に則ったスキームなど準則型私的整理への対応）
 - ・ 地方自治体や金融機関、信用保証協会の理解促進
 - ・ 保証債務への対応を地方自治体・金融機関・信用保証協会へ要請
- 金融機関や専門家などの事業再生支援の担い手の育成・確保、専門家の紹介
- 廃業による「価値ある事業」の喪失回避に向けた、中小企業・小規模事業者のM&Aの理解と取り組みの促進、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携および活用促進
- 地域金融機関と連携した中小企業基盤整備機構における中小企業再生ファンドの積極的な活用、支援対象の拡大、運用面での指導・監督の強化
- 事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎ費用や再チャレンジに向けた廃業費用を補助する「事業承継・引継ぎ補助金」（専門家活用事業、廃業・再チャレンジ事業）の周知・利用促進、事業再編や再チャレンジに向けた施策の充実
- 企業再生税制の拡充（合理的な再建計画に基づき単一の金融機関が債権放棄をする場合でも適用が認められるよう要件拡大）
- 廃業を経営選択の一つとして自ら決断するために必要な各種施策の周知（事業再生や再チャレンジを含めた全体像の提示）（新）
- 「経営者保証に関するガイドライン（保証債務の整理）」、「廃業時における『経営者保証ガイドライン』の基本的考え方」の活用促進
- 経営安定特別相談事業の周知・活用促進（新）
- 廃業費用の負担軽減に向けた費用補助制度の検討、ハローワーク等との連携による廃業企業の従業員の転職支援（新）
- 廃業後の再チャレンジに向けた経営支援の充実化（新）
- 再チャレンジ時の資金調達に関する金融機関の配慮（信用情報の取り扱いについて、廃業時の経緯や再チャレンジ時の事業内容など、個別事情を汲んだ上での判断）（新）

Ⅲ. 中小企業の成長ステージに応じた支援の強化

1. 社会課題解決、革新的なイノベーション創出の担い手として期待されるスタートアップの支援

わが国は、少子高齢化や自然災害、環境・エネルギー問題といった多くの社会課題に直面している。また中小企業においても、慢性的な人手不足、デジタル化を始めたとした生産性向上への対応、事業承継問題など、構造的・本質的な課題を多く抱えている。

様々な社会課題や企業が抱える課題の解決、国民生活における利便性向上につながる革新的なイノベーションの担い手として、将来をけん引するスタートアップの創出や成長促進に官民をあげて取り組むことが求められている。こうした中、昨年11月にスタートアップの成長に向け官民一体となった取り組みを進めていくことなどが明記された「スタートアップ育成5か年計画」が取りまとめられたことは歓迎したい。目標に明記されたユニコーン創出のみならず、ターゲットとする市場の中で急激な成長を目指す様々な規模のスタートアップに目を向け、そうしたスタートアップの声も踏まえた、実効性ある予算や支援施策の措置に取り組まれない。また、本計画で明記された将来的なスタートアップ10万者創出の目標達成に向け、新規創業のみなら

ず大企業からの独立、いわゆるカーブアウトスタートアップ創出に対する支援も重要となる。大企業に所属しながら、ある種のセーフティネットがある中での起業、新規事業創出を後押しする「大企業等人材による新規事業創造促進事業」による支援など、カーブアウトの促進に向けた取り組みも強化されたい。

スタートアップの中でも、大企業との連携のみならず、主に中小企業などを想定顧客として、企業の課題解決やイノベーション創出に資するサービスを展開する地域スタートアップも一定数存在する。当商工会議所では、こうしたサービスを展開するスタートアップと中小企業とのマッチングに取り組むことで、スタートアップの成長促進とあわせて、サービスを活用した中小企業の経営課題解決、イノベーション促進を目的とした事業を展開している。“大企業”との連携のみならず、“中小企業”との連携やオープンイノベーション促進についても、スタートアップの成長促進に向けた議論の対象とし、支援施策を講じられたい。

これまでにない革新的なイノベーション創出にあたり、従来の規制が成長の妨げになるケースが存在する。規制に関しては「新事業特例制度」や「グリーゾーン解消制度」などが設けられているが、スタートアップの成長促進という目標を実現するため、新たな取り組みの阻害要因とならないよう、「規制のサンドボックス制度」などの運用を通じた実態に即した規制の迅速な見直しに取り組んでいただきたい。

各種補助施策の充実、スタートアップのイノベーション活動を後押しするものとして歓迎したい。しかし、「補助金に採択されたが、交付決定の手続きが進まずに事業を始められない」、「補助金のスケジュールにあわせると、申請から採択、事業開始まで数カ月かかるため、ステークホルダーに説明している事業計画とスピードがあわず、活用が難しい」といった声が聞かれる。企業のイノベーション活動を後押しするという支援施策の本来の目的を果たすべく、スタートアップにおける急激な事業展開・成長を後押しするための運用の迅速化や、「事前着手申請制度」の各補助施策への拡大などに取り組まれたい。

【要望内容】 <内閣府、経済産業省、財務省>

- 「スタートアップ育成5か年計画」に基づく取り組みの着実な実行（新）
- スタートアップの成長促進に向け、ユニコーン創出のみならず、様々な成長志向を持つスタートアップに目を向けた議論の実施と、実態をふまえた予算・支援施策の措置（新）
- 創業の「数」拡大に向けた、大企業からの独立、カーブアウトスタートアップ創出に対する支援強化（大企業等人材による新規事業創造促進事業の拡充等）（新）
- スタートアップの成長、発展に向け事前調査段階から、社会実装、成果創出に至るまでの切れ目のない支援メニューの充実（新）
- スタートアップの多様なアイデアを発掘するための「多段階選抜方式」の導入促進
- 改正SBI R制度（中小企業技術革新制度）の周知促進・積極活用（再掲）
- 「規制のサンドボックス制度」などの運用を通じたスタートアップの成長を阻害する規制の見直し、「新事業特例制度」や「グリーゾーン解消制度」などによる迅速な支援強化（新）
- 各種補助施策における採択・事業開始までの迅速化、「事前着手申請制度」の各補助施策への拡大（新）
- スタートアップの実績、信用蓄積につながる、実証実験事業などを通じた行政による支援

強化、トライアル発注、公共調達強化

- 中小企業の課題解決、生産性向上に資する製品・サービスを展開するスタートアップと、中小企業の協業、オープンイノベーション促進に向けた支援強化（J-GoodTechによるマッチング強化、中小企業がスタートアップと実証実験に取り組む際の補助制度創設、アクセラレータープログラム等）（新）
- オープンイノベーション促進税制や研究開発税制などのインセンティブのさらなる拡充、エンジェル税制の手続き簡素化など、スタートアップへの投資を促すための措置、支援の拡充（新）
- 海外VCの誘致や国内スタートアップ情報の発信を通じたスタートアップの資金調達環境の整備促進、官民ファンドなどによる資金投入などの資金供給拡大
- 「パートナーシップ構築宣言」の推進による、オープンイノベーションの加速化、ならびに知財保護に対する支援強化（再掲）
- 経営者保証改革プログラムにおける「スタートアップ創出促進保証」の周知促進、保証徴求手続の厳格化、意識改革などの適切な運用促進、モニタリングの実施（新）
- 目的の達成に至らなかったスタートアップの事業やアイデアの受け皿強化（受け皿となる中小企業・小規模事業者のM&Aの理解と取り組みの促進）

2. 経済活力の維持、向上に向けた起業・創業の促進

わが国の企業数は1986年以降年々減少傾向にあり、2006年から2016年の10年間で約60万社が減少している。また、コロナ禍の影響などによる過剰債務問題、足元のエネルギー・原材料価格高騰、人手不足といった課題を背景に、今後中小企業においてさらなる倒産・廃業件数の増加が懸念される。わが国経済の持続的な成長を実現するためには、起業・創業を促進し、企業数の減少に歯止めをかけることが不可欠である。

中長期的な取り組みとして、社会の変化に対応し新たな価値を生み出そうと考える心のありようや資質の醸成に向け、特に初等中等教育などの年代も含めた、起業家教育の強力な推進を図りたい。また、こうした外部環境の中で、起業・創業関心層を後押しするには、创业者のリスクや不安感を低減するための融資制度や、補助金・助成金など支援体制の強化が必要である。当商工会議所が大学と連携して実施する「起業家講演」の学生へのアンケートでも、起業・創業に対するイメージについて「リスクが高い」と回答する割合が高い。創業時、また創業後の事業展開において、経営者の成長意欲の阻害要因となっている可能性がある「経営者保証」について、昨年12月に「経営者保証改革プログラム」が公表されたことは歓迎したい。創業融資時における経営者保証を徴求しない新しい信用保証制度の創設や、保証徴求手続の厳格化・意識改革の取り組みなどについて、创业者、企業経営者への積極的な周知と、適切な運用に向けたモニタリングにも取り組まれない。

当商工会議所が昨年7月に公表した「創業・スタートアップ実態調査」によると、金融機関から資金調達した際の相談相手について、商工会議所は32.4%と申込金融機関に次いで、支援者・支援機関の中で最も回答が多かった。多くの創業相談に対応している商工会議所が、創業前の事業計画策定やブラッシュアップから事業を軌道に乗せるまでの伴走支援を行い、資金力・信用力の乏しい創業初期企業に対しても適切な資金供給を行えるよう、事業歴1年未満の事業者に対しても小規模事業者経営改善資金（以降「マル経融資制度」と記載）の融資対象を拡充されたい。

創業前の支援施策は充実しているものの、創業後数年間の事業拡大局面における支援が手薄となっている。特にここ数年以内に創業し、急激な外部環境の変化を受けて、事業計画の見直しや新たな取り組みの必要性に迫られている企業も多い。また、企業体力が十分でない中で、事業が急拡大したことによって、資金ショートを起こし事業継続の危機に陥るケースも存在する。事業計画の見直し・策定支援、資金調達支援など、創業後数年以内の中小企業に対する、事業継続や事業拡大に向けた支援メニューを強化されたい。

【要望内容】 <経済産業省、財務省、文部科学省>

- 新たな地域経済の担い手にもなる起業・創業の促進に向け、特に初等中等教育などの年代も含めた、起業家教育の強力な推進
- 経営者保証改革プログラムにおける「スタートアップ創出促進保証」の周知促進、保証徴求手続の厳格化、意識改革などの適切な運用促進、モニタリングの実施（新）（再掲）
- 商工会議所の伴走支援に基づく資金調達に対する支援（マル経融資制度における事業歴1年未満の事業者の融資対象化）
- 事業性評価に着目した新たな資金調達手段（事業成長担保権）の創設・整備の検討（新）
- 創業期の「死の谷」や急激な事業拡大局面を乗り越えるための支援強化（経営基盤が脆弱な創業初期の企業に対する成長性・将来性に重点を置いた資金供給、事業計画の見直し・策定支援等）
- 創業企業と既存企業のマッチング支援（既存企業との商談や交流会などの接点強化等）、専門家などの支援者とのマッチング支援
- ベンチャー知財支援基盤整備事業の周知強化および予算拡充
- 法人設立手続きにおける公証人の定款認証廃止、登録免許税引き下げなど、創業しやすい環境の整備促進
- 創業期（創業から10年）の繰越欠損控除の期間延長、企業規模に関わらず全額適用等（新）

3. 地域経済を支える中小企業・小規模事業者に対する支援継続、強化

(1) 中小企業・小規模事業者の持続的な成長に資する支援

小規模事業者への金融支援の中核を担う小規模事業者経営改善資金（以後、マル経融資制度）は、経営指導を通じて経営改善に資するものである。当商工会議所では一般枠に加え、拡充措置（新型コロナウイルス対策マル経融資）への相談対応も実施し、コロナの影響で苦しむ小規模事業者の資金需要にも迅速に対応してきた。また、事業者の経営改善に向けた相談対応にも取り組んでおり、小規模事業者持続化補助金を活用した販路開拓支援など、小規模事業者の新たな取り組みの後押しを行ってきた。今後、小規模事業者にとって事業再構築など自己変革が求められる中、現状の打破に向けて新たな取り組みを行う場合、新規投資など資金需要の発生が予想される。マル経融資は、経営指導の一環で行われる融資制度であり、経営状態や事業性を見極めた新規融資と事業継続に向けた経営指導が可能である。小規模事業者の資金繰りと成長を支えるものとして今後一層の活用が期待されることから、一般枠の制度維持ならびに予算枠の堅持および融資対象の拡充を図られたい。

外部環境が大きく変化する中でも、人口減少や少子高齢化といった構造的課題や、中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた対応が求められるなど、多くの課題が存在する。とりわけ経営資源の乏しい小規模事業者に対しては、IT活用による生産性向上を促進する必要がある。

2020年12月に公表した「中小企業の経営課題に関するアンケート」によると、ITツールを活用している小規模企業においては、中規模企業と比べて、従業員数20人以下のIT事業者に相談する割合が高く、中堅・大手IT事業者へ相談する割合は低くなっている。小規模事業者のIT活用を進めるためには、比較的小規模な情報サービス事業者自身の経営を強化する必要があることから、従業員数6人以上20人以下の事業者に対しても、小規模事業者向けの施策も含め、経営課題に応じた支援を受けることのできる制度を構築すべきである。

【要望内容】 <経済産業省、財務省、総務省>

- マル経融資制度（一般枠）に係る予算枠の規模堅持、取扱期間の延長、融資限度額・返済期間の特例の延長・恒久化、事業継続1年未満の事業者の融資対象化
- マル経融資制度（特別枠）の対象拡大（新型コロナウイルスに加え、円安、エネルギー価格の高騰などの影響を受けた小規模事業者の融資対象化）
- 中小企業等経営強化法を活用した施策の推進、支援の拡充
- 商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的確保に向けた都道府県への指導
- 地域の中小企業・小規模事業者の生産性向上を担う「情報サービス業」における小規模事業者「従業員要件」の「5人以下」から「20人以下」への拡大（再掲）

(2) インボイス制度の円滑な導入に向けた周知・申告支援

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の制度開始が迫り、中小企業にも対応が求められる中、「取引先の多くが登録しておらず、今後の取引に影響が出てくる」など導入後の混乱を懸念する声も聞かれている。制度導入後の事業者の混乱を防ぐべく、政府が主体となり、インボイス制度の普及・周知を主体的・積極的に取り組まれない。とりわけ、フリーランスをはじめとした多種多様な免税事業者への周知に向け、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS等を活用した政府広報を徹底的に行うべきである。

さらに、制度導入が目前に迫った中、免税事業者等に対して、消費税制度やインボイス制度についての知識の習得を図るとともに、実際に課税転換し、インボイス登録するかどうかの判断や申告の手続き等に関しては、業界団体、士業団体等の協力も仰ぎながら、政府がしっかりと責任を持って支援し、事業者の混乱防止に全力を尽くすべきである。

また、令和5年度税制改正において、制度導入に係る税負担と事務負担の影響緩和策が講じられたが、これらが真に負担軽減に資するかの検証を行い、検証により課題が顕在化した場合は制度改善に取り組まれない。

【要望内容】 <財務省>

- 免税事業者をはじめとする事業者へのインボイス制度の普及・周知の徹底（政府広報の活用等）（新）
- 税務署と税理士等専門家との連携によるインボイス制度に関する相談体制の充実・強化（新）
- 令和5年度税制改正で講じられたインボイス制度の負担軽減措置の効果検証と必要に応じた制度改善（新）

4. 価値ある事業の円滑な承継や事業再編に向けた支援

(1) 事業承継対策の早期着手を促す取り組みと後継者による事業ドメイン再構築への支援

中小企業経営者の平均年齢は依然として上昇を続けている。このまま事業承継がなされずに経営者の高齢化が進むと、いずれは廃業を選択せざるをえない。休廃業を選択する企業のうち半数以上は直近の業績が黒字であり、中小企業・小規模事業者が保有する「価値ある事業」が失われる恐れがある。また、休廃業する企業の直近の業績の黒字割合はコロナ以降減少しており、早期に事業承継対策を行う必要性が高まっている。

当商工会議所の調査では、事業継続の意思があるものの、後継者を決めていない事業者が3割以上にのぼっている。近年、国の事業承継支援施策は充実し中小企業の事業承継は以前に比べれば進んでいるものの、まだ十分ではなく、より一層の対策が必要である。中小企業の事業承継をさらに進めるためにも、早期着手に向けた「気づき」を促し、「決断」を後押しする取り組みが重要となっている。

事業承継の本質は、経営者交代を機にその時代に合った感覚で自社の事業内容を外部環境の変化に適合させる「事業ドメイン」を再構築することにある。コロナ禍においては若い経営者ほど、新商品・新サービスの開発や、ECなど新たな販売チャネルの構築といった新事業展開を行っており、また業績にも反映されていることから、昨今の急激な事業環境の変化への対応にも事業承継は良い影響を及ぼすものと考えられる。後継者が早く経営者となれるよう育成への支援を行うとともに、承継した経営者が若い感性で大胆かつ革新的な取り組みを実践できるよう、後継者の新たな取り組みを支援する枠組みの拡充を図りたい。

【要望内容】 <経済産業省、金融庁>

- 後継者への経営権の移行や株式の譲渡にかかる時間を考慮した事業承継計画の策定推進（新）
- 事業承継対策の第一歩である自社株式の評価促進
 - ・親族内承継での相続、贈与の計算で必要となる非上場株式の評価額の簡易算定が可能なツールの作成
 - ・「事業承継・引継ぎ補助金」における自社株式評価費用の補助対象化（新）
- 事業承継・世代交代を機に企業が再成長を果たした事例の発信（事業承継対策を取り組む契機につながる情報の発信）
- 事業承継の総合的な支援体制の維持・強化
 - ・「事業承継・引継ぎ補助金」の補助対象の拡充（事業承継の実行段階のみならず、後継者教育など準備段階に対する支援の強化）
 - ・国の事業承継支援機関である「事業承継・引継ぎ支援センター」の周知、活用促進
- 事業承継・引継ぎ支援センター（事業承継ネットワーク）で行われている「事業承継診断」の検証結果の公表と今後の活用
- 事業承継の準備にかかる時間を考慮し、60歳頃の経営者の事業承継対策を促す「事業承継診断」（事業承継・引継ぎ支援センター）の活用促進（新）
- 後継者育成・後継者教育の充実、利用促進
 - ・民間事業者等が行う後継者育成講座等の費用に対しての補助対象化（新）
- 後継者の新たな取り組みを後押しする施策の拡充、周知
 - ・補助金において後継者の新たな取り組みを支援する後継者枠の創設

- ・「後継者支援ネットワーク事業」の支援対象数の拡大（新）
- 「経営者保証に関するガイドライン」「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の周知強化、利用促進
- ・金融機関への「経営者保証に関するガイドライン」の周知徹底
- ・金融庁、中小企業庁による金融機関・信用保証協会ごとの運用状況のモニタリング調査の継続実施と定期的な情報開示の継続
- 民間金融機関、信用保証協会における「経営者保証改革プログラム」に則った取り組みの徹底（新）
- 経営者保証を不要とする「事業承継特別保証制度」（信用保証制度）の周知、活用促進（新）

（２）事業承継税制特例措置の申請期限の延長と一般措置の拡充、後継者不在企業に対してのM&Aの推進
 親族内承継の促進に向け、抜本拡充された事業承継税制（特例措置）は、相続・贈与時に事業承継に係るキャッシュアウトがゼロになるなど、中小企業・小規模事業者にとって大きなメリットのある制度である。また、特例措置では、複数の株主から最大３名までの後継者を指名可能となったほか、従業員の雇用維持要件の緩和など、より使い勝手の良い制度となっている。しかし、適用期限は2027年12月末までとなっており、さらに事業承継税制を利用する際の前提となる「特例承継計画」の提出期限は2024年3月末に迫っている。当商工会議所には「後継者の教育・育成にはまだ時間がかかり、期限までに間に合わない」「社内外が納得する形で事業承継を行うには、まだ時間が必要」など、タイミングが合わず利用したくてもできない事業者の声も多く寄せられている。中小企業の事業承継の課題は今に始まったことではなく、また今後も続いていく課題である。しかし事業承継を行うタイミングは企業ごとに異なっており、時限措置のため利用できる事業者と利用できない事業者に分かれることは公平性を欠く。また中小企業の事業承継に対しての意識が高まりつつある状況において、支援施策の維持・強化は必要不可欠であり、期限が迫っている事業承継税制の「特例承継計画」提出期限の延長について強く要望する。これから事業承継を検討する事業者の意欲を高め、さらに事業承継を加速させていくためにも、特例措置が期限を迎えるタイミングで一般措置を特例措置並みに拡充することをお願いしたい。

従業員承継においては、主に金融支援を受け株式を買い取るケースが多い。金融支援については日本政策金融公庫や信用保証制度などを活用し、また後継者（経営陣）の安定した経営の確保に向けて公的な事業承継支援ファンドや投資育成会社なども活用することで円滑な従業員承継を進めるべきである。

近年、後継者不在企業に対しての有効な選択肢として第三者承継（M&A）への注目度が高まり、中小企業・小規模事業者におけるM&A市場は急速に拡大してきた。それに伴い、「中小M&Aガイドライン」「中小PMIガイドライン」の策定、「M&A支援機関登録制度」の創設など、M&Aを後押しする支援の充実と公正な中小M&Aマーケットの形成に向けた環境整備も進んだ。一方でM&Aに対しては、未だに「乗っ取り」「リストラ」「敵対的」などネガティブなイメージを持つ経営者や、「会社の規模が小さいため自社がM&Aの対象になるとは思っておらず、M&Aを検討したことがない」という経営者も多く存在している。中小企業・小規模事業者がM&Aによる事業承継を選択するためにも、M&Aによって廃業を回避し、雇用や地域のサービスが維持された事例などを通して、中小M&Aへの意識醸成を図る必要がある。また、公的機関から中立的な立場でM&Aの支援を行う事業承継・引継ぎ支援センターを積極的に活用すべきで

ある。「中小・小規模事業者のM&Aは、中小・小規模事業者同士の方が相性は良い」という声も聞かれる。中小M&Aの推進には、譲受側の支援も不可欠であり、「事業承継・引継ぎ補助金」や「中小企業経営強化税制（設備投資減税）」、「経営資源集約化税制（中小企業事業再編投資損失準備金）」なども活用し中小M&Aを促進すべきである。

【要望内容】 <経済産業省、財務省、金融庁>

- 事業承継税制の延長・恒久化（新）
 - ・ 事業承継税制特例措置の申請期限の延長（2024年3月末⇒2027年12月末まで）
 - ・ 事業承継税制一般措置の拡充（2028年1月から）
（対象株式制限の撤廃、雇用維持要件の弾力化、納税猶予割合100%への引上げ等）
- 事業承継税制の周知と正しい理解の促進、支援機関・税理士などの専門家・地域金融機関などを巻き込んだ対策の推進
- 事業承継税制を活用した好事例の発信強化
- 事業承継税制の制度改善
（制度適用対象の拡大）
 - ・ 納税猶予額の算定基礎となる適用対象株式における外国子会社株式の対象化
（申請手続きの緩和）
 - ・ 都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書の一本化
（制度適用後の不安解消）
 - ・ 提出書類の不備などに対する宥恕規定の明確化
- 事業承継税制適用後の支援・相談体制の充実（新）
- 自社株式を含め資産全体を踏まえた相続対策（遺留分への対応等）の推進、税理士・弁護士などの専門家の活用
- 分散した株式の集約に向けた取り組みの重要性の周知と支援強化
- 従業員承継における株式買取資金の確保に向けた制度融資（日本政策金融公庫・信用保証制度等）の活用促進
- 後継者（経営陣）の安定した経営の確保に向けた公的な事業承継支援ファンドや東京中小企業投資育成株式会社の活用促進
- 国が出資する事業承継に係るファンドによる小規模事業者への支援強化（新）
- 中小企業がM&Aにより廃業を回避し、事業の成長や従業員の雇用・地域のサービスが維持された事例の発信（新）
- 事業承継・引継ぎ支援センターの活用促進、セカンド・オピニオンの推奨
- 中小・小規模M&A促進に向けた周知強化
- M&Aの譲渡側・譲受側双方で利用可能な「事業承継・引継ぎ補助金」（専門家活用事業）の活用促進
- 中小M&Aガイドラインに準拠した取り組みの推進
- M&A支援機関登録制度に登録された支援者ごとの支援実績の公表と情報提供受付窓口寄せられた情報内容の開示（新）
- M&A登録支援機関における譲渡側・譲受側双方にとっての料金の透明性の強化（契約時の最低報酬額の明記、着手金への慎重な取り扱い等）

- M&A支援機関登録制度の取消要領に則った運用の徹底（新）
- M&A登録支援機関および譲受側に対しての中小PMIガイドラインの周知徹底
- 統合作業で発生する費用（解体・解約費など）を補助する「事業承継・引継ぎ補助金」（廃業・再チャレンジ事業）の活用促進
- 譲受側のM&Aを支援する中小企業経営強化税制（設備投資減税）・経営資源集約化税制（中小企業事業再編投資損失準備金）の継続・拡充と周知・活用促進
- 中小M&Aにおけるリスク低減に寄与する「表明保証保険」の利用促進に向けた周知強化

以上

2023年度第8号
2023年7月13日
第760回常議員会決議